

利用選考基準（点数）の変更について

令和7年4月入所選考分より、保育の利用選考基準（点数）を下記のとおり変更します。

1. 内定辞退減点の新設（▲3点）

認可保育施設への内定を辞退された場合に3点の減点とします。

- 減点期間は当年度中（令和7年度中に内定辞退した場合、令和8年3月入所選考まで減点が継続）とし、期間中は、一旦申込を取下げ後に再申込みされた場合も、減点は引き継がれます。
- 4月入所選考につき、1次選考にて内定辞退された場合、2次選考から減点対象となります。
- 従来通り、加点項目「待機／1年（12ヶ月）経過後に加点（育休中・求職中を除く）」の待機起算日が内定辞退等によりリセットされる取り扱いも、継続されます。
- 内定辞退せざるを得ない状況を回避するため、予め、希望施設へ見学・相談いただくことをお勧めしています。

2. 里親加点の新設（+3点）

申込児童が里親によって養育されている場合に3点の加点とします（里親の実子を除く）。

※「里親委託証明書」の提出をお願いします。

3. 通勤加点（+1点）の廃止

「就労証明書（国標準様式）」の使用開始に伴い通勤加点を廃止します（国標準様式に通勤経路欄が設けられていません）。令和7年3月入所選考までは通勤加点を設けています。

4. 単身赴任加点の新設（海外：+5点、国内：+3点）

「就労証明書（国標準様式）」の使用開始に伴い単身赴任加点を新設します（国標準様式に単身赴任期間欄が設けられています）。加点条件として下記2点両方を満たす必要があります。

- 入所（入園）希望月が「就労証明書（国標準様式）」に記載された単身赴任期間内である
※令和7年4月入所希望だが、単身赴任期間が「～令和7年3月31日まで」の場合、加点対象外
- 「就労証明書（国標準様式）」に加え、「（単身赴任先に住所変更された）住民票」または「（単身赴任先居住地が記載された）賃貸借契約書」等を提出できる
※ 単身赴任が決定していても、上記住民票・賃貸借契約書等の提出がない限り、原則、加点対象外
※ 単身赴任中（または予定）であり、上記の住民票または賃貸借契約書等は提出可能だが、勤務先の都合で「就労証明書（国標準様式）」の単身赴任期間欄に記載ができない場合は、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。